

## 仙台市公有財産価格審議会条例

### (設置)

第1条 本市の公有財産の取得、処分又は管理に関し、適正な価格を審議するため、仙台市公有財産価格審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (所掌事項等)

第2条 審議会は、市長又は地方公営企業管理者の諮問に応じ、次に掲げるものに関する価格を調査審議し、その結果を答申する。

- 一 不動産
- 二 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 三 不動産の信託の受益権

2 前項の諮問は、市長又は地方公営企業管理者が同項各号に掲げるものの取得、管理又は処分に係る事務を行おうとするとき（市長が別に定めるときを除く。）及びこれらの事務を行った後において調査が必要と認めるときに行うものとする。

### (組織)

第3条 審議会は、委員十二人以内をもって組織し、委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (審議会の会議)

第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成6年5月規則第44号で、平成6年5月18日から施行)

附則(平10, 6・改正)

この条例は、平成10年7月1日から施行する。